

# ほろにかが

平成30年2月15日  
全国卸売酒販組合中央会

## 「改正酒税法等の施行から6か月」

四国支部長 戸田 善丈

昨年の6月、酒税法等の一部改正法が施行されて6か月余りが経過した。改正法への対応に当たっては、「公正な取引に関する基準」が告示されて以降の準備期間が極めて短かったため、法施行日から、基準を遵守した取引の即実施とはならなかったものの、卸業界全体として概ね順調に取引の改善がなされたというのが表向きの現状評価であると思われる。

この基準の遵守は、酒類業界生販三層がそれぞれの立場で遵守すべき基準であるが、特に、我々卸業界は多数の取引先に対し、膨大な日数と多大な労力を費やし、多くの困難に直面しながら公正取引の実現に取り組んできたところである。しかしながら、我々のこのような苦勞に対し、酒類業界全体として共通の認識が持っているかという点、必ずしもそうではないように思えてならない。

ビールメーカーにあっては、基準が告示される前に、早々と、改正法への対応を理由として、リベートの整理圧縮を行ったが、その結果、流通業界においては、基準施行直前の価格対応を余儀なくされたところである。さらに、昨年、業務店との取引の見直しが難航する中で、原価割れを回避し法令を遵守するためとして、瓶、樽について、本年3月以降の値上げ発表が行われたが、このような中での突然の値上げ発表が、業務店との取引の見直しを一層困難にしたことも事実である。ビールメーカーにあっても、基準遵守のための取引条件の見

直しは当然としても、このような一方的な見直しは、我々卸業界への配慮が欠けているのではないかと思えてならない。改正法の施行により、ビールメーカーは労せずして増益、我々は基準対応に一層苦慮と言わざるを得ない。

また、小売業界にあっては、改正法施行に合わせて大方の量販店において、店頭価格が8%~10%上がり、我々の取引見直し交渉も順調に受け入れられるものと楽観されたところであるが、最大手の量販店が価格を据え置いたこともあり、翌月以降徐々に値下がりが続き、昨年末には、法施行前の水準まで下げた価格で堂々と売られている量販店も出現している。このような法施行後の量販店の店頭価格の推移の中で、取引見直し交渉を進めた我々は、早くに了承を得た取引先からは「卸に騙された」とのそしりを受けたほか、交渉中の取引先からは、量販店の店頭価格の推移を格好の交渉材料として指摘され、場合によっては、事後の取引の停止又は縮小に繋がった例もわずかではない。量販店においては、他店の店頭価格と行政の対応を見ながら、基準の遵守より、他店との店頭価格競争に重点を戻していることは明らかである。

年末の中央会臨時総会の国税庁酒税課長のあいさつでは、「国税庁としても精力的に取引実態調査を進めており、基準違反が思慮される者については、影響度調査もしっかり行い、公取とも連携し適正かつ厳正に対処」と述べられていたが、国税が調査に入ったという情報は少なからず聞かれるものの、量販店の店頭価格は、プライスリーダーと認められる組織量販店の価格によって揺り戻し傾向が続いており、未だ国税の調査により価格是正が行われたとの話は聞かない。このような状態が続くとすれば、酒類市場における量販店の最安値価格が「公正取引の基準」上問題のない価格であると認知され、その価格と同一の価格での販売について、総販売原価を下回っていたとしても（指針に則さない取引であるだけで、）影響度を要件とする基準違反まで問われることはないだろうとの誤った認識が浸透し、改正法の法的効果がいつまでもつかと危惧せずにはいられないところである。

卸業界全体として取引正常化の最後のチャンスとして、ここまで成し遂げた取引の見直しが無に帰することとならないよう、個々の卸売業者が自覚をもって「公正な取引基準」を遵守した取引の維持、推進に努めることが肝要であるのは当然であるが、国税当局においても、我々の危惧が現実とならないよう、組織力を生かし、法律に則した適切な対応を期待するところである。